

「電気設備の技術基準の解釈」の一部改正について（新旧対照表）

原子力安全・保安院 電力安全課

新（改正後）	旧（改正前）
<p>【裸電線等】 （省令第6条，第57条）</p> <p>第11条 裸電線（バスダクトの導体その他のたわみ難い電線，ライティングダクトの導体，<u>絶縁トロリー線の導体及び電気さくの電線</u>を除く。）及び支線，架空地線，保護線，保護網，電力保安通信用弱電流電線その他の金属線（絶縁電線，多心型電線，コード，キャブタイヤケーブル及びケーブル並びに第237条第1項第三号ロただし書の規定により使用する被覆線を除く。）には，次項の規格に適合するものを使用すること。（省令第6条，第57条第2項関連）</p> <p>2（略）</p> <p>【電線の接続法】 （省令第7条）</p> <p>第12条 電線を接続する場合は，<u>第224条</u>，第237条又は第238条の規定により施設する場合を除き，電線の電気抵抗を増加させないように接続するほか，次の各号によること。</p> <p>一～六（略）</p> <p>【電気さくの施設】 （省令第56条，第57条，第59条，第67条，第74条）</p> <p><u>第224条 電気さくを施設した場所には，人が見やすいように適当な間</u></p>	<p>【裸電線等】 （省令第6条，第57条）</p> <p>第11条 裸電線（バスダクトの導体その他のたわみ難い電線，ライティングダクトの導体<u>及び絶縁トロリー線の導体</u>を除く。）及び支線，架空地線，保護線，保護網，電力保安通信用弱電流電線その他の金属線（絶縁電線，多心型電線，コード，キャブタイヤケーブル及びケーブル並びに第237条第1項第三号ロただし書の規定により使用する被覆線を除く。）には，次項の規格に適合するものを使用すること。（省令第6条，第57条第2項関連）</p> <p>2（略）</p> <p>【電線の接続法】 （省令第7条）</p> <p>第12条 電線を接続する場合は，第237条又は第238条の規定により施設する場合を除き，電線の電気抵抗を増加させないように接続するほか，次の各号によること。</p> <p>一～六（略）</p> <p>【電気さくの施設】 （省令第56条，第57条，第59条，第67条，第74条）</p> <p><u>第224条 電気さくは，次の各号により，かつ，堅ろうに施設すること。</u></p>

隔で危険である旨の表示をすること。(省令第56条, 第57条関連)

2 電圧 30V 以上の電源から電気の供給を受ける電気さく用電源装置(電圧 30V以上の電源から直流電源装置を介して電気の供給を受けるものを含む。)を使用する場合は, 次の各号によること。(省令第59条関連)

一 電気さく用電源装置(直流電源装置を介して電気の供給を受けるものにあつては, 直流電源装置)は, 電気用品安全法の適用を受けるものであること。

二 田畑, 牧場, その他これに類する場所のうち, 人が容易に立ち入る場所に電気さくを施設する場合にあつては, 電気さく用電源装置に電気を供給する電路には, 電気用品安全法の適用を受ける漏電遮断器(定格感度電流が 15mA 以下, 動作時間が 0.1 秒以下の電流動作型のものに限る。)を施設すること。

3・4 (略)

(省令第56条, 第57条関連)

一 電気さくは, 人が容易に立ち入らない場所に施設すること。

二 電気さくを施設した場所には, 人が見やすいように適当な間隔で危険である旨の表示をすること。

三 電線は, 引張強さ 1.38kN 以上のもの又は直径 2mm 以上の硬銅線であること。(省令第57条関連)

四 電線とこれを支持する柱との離隔距離は, 2.5cm 以上であること。

五 電線と他の工作物(架空電線を除く。)又は樹木との離隔距離は, 30cm 以上であること。

2 電気さくに電気を供給するためには, 電気用品安全法の適用を受ける電気さく用電源装置を使用すること。(省令第59条関連)

3・4 (略)

5 電気さく用電源装置に電気を供給する電路の使用電圧は, 300V 以下であること。